

高知市文化プラザ長寿命化整備事業
募集要領

高知市

令和2年10月9日

《目 次》

第1 募集要領等の位置付け	1
第2 本事業の概要	2
1 事業内容に関する事項	2
2 契約の形態	4
3 本事業に係る対価の支払い	4
4 本事業のスケジュール	4
5 法令等の遵守	4
第3 特定事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 特定事業者の募集及び選定方法	5
2 選定委員会	5
第4 応募に関する条件・手続き等	6
1 特定事業者の募集及び選定の手順	6
2 応募者の備えるべき参加資格要件	10
3 応募に関する留意事項	12
4 提案価格の上限等	13
第5 事業実施に関する事項	14
1 誠実な業務遂行	14
2 事業期間中の特定事業者と市の関わり	14
第6 設計施工一括契約に関する事項	15
1 契約の締結	15
2 契約保証金	15
3 特定事業者の権利義務等に関する制限	15
4 市と特定事業者の責任分担	15
5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	15
6 事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第7 その他	17
1 情報提供等	17
2 担当窓口	17

別紙-1：事業対象地の案内図

別紙-2：本事業のスキーム

第1 募集要領等の位置付け

高知市（以下「市」という。）は、高知市文化プラザ長寿命化整備事業（以下「本事業」という。）を設計施工一括での発注により実施する。

本募集要領及び別添資料（以下「募集要領等」という。）は、本事業を実施する民間事業者（以下「特定事業者」という。）の選定等に関し定めるものである。

<募集要領等>

- ・募集要領（本資料）
- ・別添1：要求水準書
- ・別添2：事業者選定基準
- ・別添3：設計施工一括仮契約書（案）
- ・別添4：様式集

第2 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

高知市文化プラザ長寿命化整備事業

(2) 事業対象地の概要

本事業敷地 : 高知市九反田2番1号 ※別紙-1 事業対象地の案内図 参照

敷地面積 : 7,201.27 m²

用途地域 : 商業地域

形態規制 : 以下のとおり

- a 建ぺい率 : 80%
- b 容積率 : 400%
- c 防火地域 : 準防火地域
- d 斜線制限 : 道路斜線規制
- e 日影規制 : なし

(3) 公共施設等の管理者等

高知市長 岡崎 誠也

(4) 事業目的

高知市文化プラザは、平成13(2001)年の竣工から18年を経過し、電気・空調・給排水衛生設備や各ホールに設置された舞台機構・照明・音響設備などの経年劣化により、大規模な設備更新が喫緊の課題となっている。そのため、長期にわたり高知市文化プラザを安全かつ機能的に活用していくための施設整備(長寿命化及び利便性・機能性の向上)や、整備によるサービス水準及び集客力の向上について、公民連携による様々な可能性を調査・把握し、効果的・効率的な発注を検討するため、平成30年度にサウンディング型市場調査を、令和元年度には高知市文化プラザ劣化度調査及び整備基本計画策定業務を実施した。

これらの検討結果を踏まえ、市は、令和4年4月から令和5年6月までを高知市文化プラザの休館期間として設定し、民間ノウハウの活用により、高知市文化プラザの長寿命化整備を効率的・効果的に実施し、本市の財政負担の軽減や工期の短縮が期待できる、設計施工一括発注方式により事業を推進する。

(5) 事業の対象となる公共施設等の名称及び位置づけ

① 名称

高知市文化プラザ及び高知市中央公民館等（以下「本施設」という。）

② 施設の位置づけ

市は、本施設を「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設として位置付ける。

(6) 事業概要

① 本施設の構成

本施設の構成は以下のとおりである。

ア 高知市文化プラザ

（大ホール、小ホール、市民ギャラリー、スタジオ、ミュージアムショップ）

イ 高知市中央公民館

ウ 横山隆一記念まんが館

エ 店舗（カフェ、レストラン）

オ 駐車場

カ 外構（広場、緑地、通路等）

② 本事業の業務範囲

特定事業者は、本施設の設計及び改修工事を行う。

特定事業者の業務の概要は、以下のとおりである。また、市と特定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添1 要求水準書に示すとおりである。

ア 設計業務

イ 改修工事業務

③ 事業期間

本施設の設計及び改修工事期間は、事業契約の締結日から令和5年5月31日までとする。

なお、本施設の休館期間は令和4年4月1日～令和5年6月30日までを予定しており、開館準備期間は、令和5年4月1日～令和5年6月30日までとする。

(7) 事業方式等

本事業における事業手法は、民間ノウハウの活用による効果的・効率的な整備を実施するため、設計施工一括発注方式とする。

2 契約の形態

市は、本事業の設計業務を担当する者（以下「設計企業」という。）及び改修工事業務を担当する者（以下「建設企業」という。）が結成する共同企業体と、本事業に係る設計施工一括契約を締結する。（本事業の事業スキームは、別紙-2を参照のこと。）

3 本事業に係る対価の支払い

市は、本事業に係る対価として、設計施工一括契約に基づき、あらかじめ定める額を特定事業者
に支払う。

4 本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

① 設計施工一括契約の締結	令和3年3月末
② 設計業務期間	令和3年4月～令和4年3月
③ 主たる改修工事業務期間	令和4年4月～令和5年3月
④ 開館準備に支障のない改修工事業務期間	令和5年4月～5月
⑤ 開館準備期間	令和5年4月～令和5年6月
⑥ 市が行う完成検査	令和5年6月
⑦ リニューアルオープン（供用開始）	令和5年7月

5 法令等の遵守

特定事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

第3 特定事業者の募集及び選定に関する事項

1 特定事業者の募集及び選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式によって特定事業者を選定する。

市は、特定事業者の選定に当たり、学識経験者等の外部委員及び市の職員から構成する高知市文化プラザ長寿命化整備事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、最優秀提案及び次点を選定する。

審査は、本募集要領等に基づき、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）から提出される提案書類を対象に、本事業に要する費用（以下「提案価格」という。）のほか、市が提供を受けるサービスの内容及びその他の事項について総合的に評価する。選定方法の詳細は、別添2 事業者選定基準に示す。

2 選定委員会

市は、特定事業者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等の外部委員3名、市の職員4名で構成する選定委員会を設置する。

第4 応募に関する条件・手続き等

1 特定事業者の募集及び選定の手順

(1) 特定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

特定事業者の募集及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|--|
| ① 募集要領等の公表 | 令和2年10月9日（金） |
| ② 募集要領等説明会の実施 | 令和2年10月19日（月） |
| ③ 直接対話の実施 | 令和2年10月19日（月）、20日（火） |
| ④ 現地見学の実施 | 令和2年10月27日（火）
令和2年11月5日（木）
令和2年11月24日（火）
令和2年12月1日（火） |
| ⑤ 募集要領等に関する質問の締切 | 令和2年10月28日（水） |
| ⑥ 募集要領等に関する質問の回答 | 令和2年11月13日（金） |
| ⑦ 募集要領等に関する質問の締切 | 令和2年11月18日（水） |
| ⑧ 募集要領等に関する質問の回答 | 令和2年12月2日（水） |
| ⑨ 参加資格確認申請書類の受付締切 | 令和2年12月8日（火） |
| ⑩ 参加資格審査結果の通知 | 令和2年12月11日（金） |
| ⑪ 提案書類受付締切 | 令和2年12月25日（金） |
| ⑫ 候補者の選定、公表 | 令和3年1月下旬 |
| ⑬ 設計施工一括仮契約の締結 | 令和3年2月中旬 |
| ⑭ 事業契約議決 | 令和3年3月末（予定） |

(2) 特定事業者の募集手続等

① 募集要領等説明会の実施

募集要領等の説明会を本施設で実施する。

説明会日時	令和2年10月19日（月） 11時から ※ 10時45分から受付を開始する。
説明会会場	高知市たかじょう庁舎6階 大会義室
参加申込期限	令和2年10月15日（木）17時まで
参加申込方法	募集要領等説明会参加申込書（別添4 様式1-1）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 説明会申込●●」（●●は提出企業名）とする。なお、参加人数は、様式1-1に示す人数とする。
留意事項	当日は資料の配付を行わないため募集要領等については、参加者において用意すること。 説明会参加者のうち希望者には、本施設の竣工図等をPDFデータにて提供可能である。希望者は、USBもしくはCD-R等の記録メディア及び参加代表者（原則、様式1-1に示す連絡先担当者）の印を持参すること。なお、提供する竣工図等データは、実施方針等説明会で提供した資料と同一である。

② 直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、応募者の理解促進を図るため、直接対話を実施する。

直接対話日の日時	令和2年10月19日(月)、20日(火) 直接対話への参加申込者に対して、別途、市から開催時間を通知する。
会場	・令和2年10月19日(月) 高知市たかじょう庁舎6階 大会議室 (高知市鷹匠町2丁目1-43) ・令和2年10月20日(火) 高知市文化プラザかるぽーと9階 特別学習室
参加申込期限	令和2年10月15日(木) 17時まで
参加申込方法	直接対話参加申込書(別添4 様式1-3)に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 直接対話申込●●」(●●は提出企業名)とする。参加を希望するグループごとに提出するものとし、参加人数は1グループ8名以内とする。
留意事項	原則非公開とする。ただし、市が公平性の観点から全ての応募者に共通で明示すべき条件が明らかになった場合は、本募集要領等の修正を行い公表する場合がある。なお、直接対話は候補者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、候補者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

③ 現地見学の実施

本施設の状態について、指定管理者の案内のもと現地見学を実施する。参加を希望する事業者は、以下の要領にて申し込みを行うこと。なお、見学可能日時に関し、何度でも参加することができ、まとめて申込みすることも、随時申込みすることも可とする。

見学可能日時	①10月27日(火) 9時~17時(12時~13時を除く) ②11月5日(木) 9時~17時(12時~13時を除く) ③11月24日(火) 9時~17時(12時~13時を除く) ④12月1日(火) 9時~17時(12時~13時を除く)
集合場所	申込受付後に指示する。
参加申込期限	参加希望日の1週間前まで
参加申込方法	現地見学申込書(別添4 様式1-2)に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 現地見学申込●●」(●●は提出企業名)とする。
現地見学の概要	各事業者の希望する実施日において、指定管理者案内のもと、本施設の状態について、現地見学を実施する。 なお、貸館貸室の状況により、見学できない場所がある場合には、参加希望を申し込んだ事業者へ電話・メール等で連絡する。 案内において質問は受け付けない。質問がある場合は④に示す質問書を提出すること。

④ 募集要領等に関する質問及び回答

募集要領等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

質問提出締切	1回目：令和2年10月28日（水） 17時まで 2回目：令和2年11月18日（水） 17時まで
質問への回答	1回目：令和2年11月13日（金） 2回目：令和2年12月2日（水） 市のホームページにて公表する。
提出方法	募集要領等に関する質問書（別添4 様式1-4）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 質問書●●」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

⑤ 参加資格確認申請の受付

応募者は、本事業の参加資格確認申請書類を以下の要領で提出する。

ア 提出期限

令和2年12月8日（火） 17時まで

※応募者は、参加資格確認申請書類を提出する日時を、提出する3日前までに「第7 2 担当窓口」に示す担当課に電話で連絡すること。なお、担当窓口の閉庁日は含まないこと。

イ 提出場所

「第7 2 担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）により提出すること。

エ 参加資格確認申請書類様式

参加資格確認申請書類は、別添4 様式集2-1～9に従い作成すること。

⑥ 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格の審査後、審査結果を令和2年12月11日までに、応募者の代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせは受け付けない。審査を通過した応募者は、「⑦ 提案書類の受付」に従い、提案書類を提出することができる。

⑦ 提案書類の受付

応募者は、本事業の提案書類を以下の要領で提出する。

ア 提出期限

令和2年12月25日（金） 17時まで

※応募者は、提案書類を提出する日時を、提出する3日前までに「第7 2 担当窓口」に示す担当課に電話で連絡すること。なお、担当窓口の閉庁日は含まないこと。

イ 提出場所

「第7 2担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 提案書類様式

提案書類は、別添4 様式集3～6に従い作成すること。

⑧ 提案に関するヒアリングの実施

候補者の選定に当たり、応募者に対し、提案の内容に関するヒアリングを実施する。後日、実施時期及び開催場所等詳細に応募者に連絡する。

⑨ 選定結果の通知及び公表

市は、候補者の選定後、選定結果を速やかに応募者の代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、複数の企業（以下「構成企業」という。）で構成される共同企業体とし、応募手続きを代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 構成企業は、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、別添2 事業者選定基準に提示する。
- イ 応募者は、構成企業を明らかにし、設計業務及び改修工事業務を実施する企業名を明らかにすること。なお、代表企業については、設計業務及び改修工事業務を兼ねて実施することができる。
- ウ 建設企業は、甲型共同企業体を結成するものとする。
- エ 代表企業は、甲型共同企業体の代表企業とし、甲型共同企業体を構成する代表企業以外の建設企業（以下「構成員」という。）は1者又は2者とする。
- オ 甲型共同企業体における出資比率は、代表企業を最大とし、構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は各20%以上とすること。
- カ 構成企業のうち、設計業務のみを担当する企業については、甲型共同企業体の構成員の数へは含まず、出資比率を設けないものとするが、建設企業で結成する甲型共同企業体と設計業務のみを担当する企業で乙型共同企業体を結成するものとし、担当業務に係る内容、業務費を乙型共同企業体協定書に明示すること。
- キ 共同企業体の変更は原則として認めない。ただし、代表企業を除く構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。
- ク 構成企業は、他の共同企業体の構成企業になることはできない。また、構成企業に現時点の高知市文化プラザの指定管理者である企業を含むことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

- a 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者
- b 公告日から契約締結日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- c 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てが

なされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- d 代表者又は役員等が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成 23 年規則第 28 号)第 4 条各号のいずれにも該当しない者
 - e 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
 - f 役員又は使用人等が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
 - g 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者
 - h 市町村税、都道府県税及び国税を滞納(未納)していない者。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に係る納税の猶予の特例が適用された者については、滞納(未納)していないものとみなす。
 - i 本事業に係る改修事業者選定支援業務を委託した八千代エンジニアリング株式会社(同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所)と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- イ 設計企業は、以下の要件を満たしていること。
- a 本市の令和元・2 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格を有する者とする。ただし、上記の入札参加資格を有していない場合は、資格申請時に必要な書類と同等の資料(別添 4 様式 2-5)を提出し市の確認を得た場合も可とする。
 - b 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ 建設企業は、以下の要件を満たしていること。
- a 本市の令和元・2 年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録があること。
 - b 建築一式工事又は電気工事業において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けており、その許可区分が特定の者

- c 改修工事業務に係る甲型共同企業体について、代表企業を除く構成員は高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
- d 代表企業となる建設企業は、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・市内に主たる営業所（本社）を有する者は、建築一式工事又は電気工事の格付けにおいて、経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が900点以上の者であること（令和元・2年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加者資格審査時における総合評定値とする）。
 - ・市外に主たる営業所（本社）を有する者は、建築一式工事又は電気工事の格付けにおいて、経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が1,200点以上の者であること（令和元・2年度建設工事一般競争(指名競争)入札参加者資格審査時における総合評定値とする）。

3 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の作成等に関する費用

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 募集要領等の承諾

応募者は、参加資格確認申請書類及び提案書類（以下、「提出書類」という。）の提出をもって、募集要領等の記載内容を承諾したものとす。

(3) 使用言語、使用通貨、単位及び時刻

別添4 様式集に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は参加資格を喪失し、提出された提出書類は無効とする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に反した場合
- ④ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して不正な接触の事実が認められた場合
- ⑤ 複数の提案を行った場合
- ⑥ 構成企業又は下請負先として現時点の指定管理者を含んでいる場合

(5) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の変更等の禁止
誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

② 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合には、提案書類の概要を使用できるものとする。

③ 提出書類の公開

提出書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式2-8）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

また、応募者の提出書類については、候補者の選定に関わる審査及び公表、その他本事業に関する業務以外に応募者に無断で公表しない。なお、提出書類は返却しない。

④ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(6) 市からの提示資料の取り扱い

市が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 参加の辞退

提出書類を提出した応募者で、事業への参加を辞退するときには、参加辞退届（別添4 様式2-9）を「第7 2 担当窓口」に示す担当課に持参にて提出する。

4 提案価格の上限等

本事業の実施に当たり市が算定した設計及び改修工事業務費（以下「提案上限額」という。）は、以下のとおりであり、応募者はこの額を上限として提案すること。

また、提案に当たっては、消費税及び地方消費税の率を10%として提案すること。

提案上限額 : 3,984,563 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第5 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行

特定事業者は、募集要領等、市に提出した提出書類及び設計施工一括契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

2 事業期間中の特定事業者と市の関わり

市は、代表企業に対して連絡調整を行うが、必要に応じて市と構成企業との間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、市と構成企業との間で直接連絡調整を行った事項については代表企業に報告する。

第6 設計施工一括契約に関する事項

1 契約の締結

選定委員会による審査の結果、最優秀提案の通知を受けた候補者は、市と速やかに事業に関する協議・調整を行った上で実施内容を決定し、事業費見積書を市に提出する。当該見積書の額については、提案書類において提出した提案価格以下とすること。以上の協議及び事業費見積書の提出後、市と候補者は、設計施工一括仮契約を締結し、高知市議会の議決をもって、本契約として成立する。

候補者は、あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した代表企業、構成企業による共同企業体結成の協定書及び共同企業体の代表企業への委任状を本公募における提案書提出時に提出すること。共同企業体の存続期間は、契約期間とする。

なお、本事業の契約のうち、改修工事業務にかかる部分については、高知市公共調達条例（平成24年条例第4号）に規定する特定契約制度の対象となる。

2 契約保証金

特定事業者は、設計施工一括契約の定めに基づき契約の保証を付するものとする。

3 特定事業者の権利義務等に関する制限

特定事業者は、事前に市の書面による承諾を得た場合を除き、設計施工一括契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4 市と特定事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と特定事業者の責任分担は、原則として別添3 設計施工一括仮契約書（案）に定めるとおりとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、市と特定事業者双方の協議により定めるものとする。

5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に係る対価の支払いの他、財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。

(3) その他の支援に関する事項

市は、特定事業者が本事業実施に必要な許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

6 事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は設計施工一括契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と特定事業者は、誠意をもって協議するものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

設計施工一括契約に関する紛争については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第7 その他

1 情報提供等

募集要領等に定めるほか、特定事業者選定に際し必要な事項が生じた場合は、市ホームページに掲載する。

2 担当窓口

高知市教育委員会事務局 生涯学習課

電話：088-821-9215

FAX：088-821-9217

メールアドレス：kc-200600@city.kochi.lg.jp

ホームページ：<https://city.kochi.kochi.jp/soshiki/79/>

※担当窓口の閉庁日は、日曜日及び月曜日並びに祝日のため、各種の問合せ、申込、資料提出等においては、閉庁日を避けること。

別紙—1 事業対象地の案内図

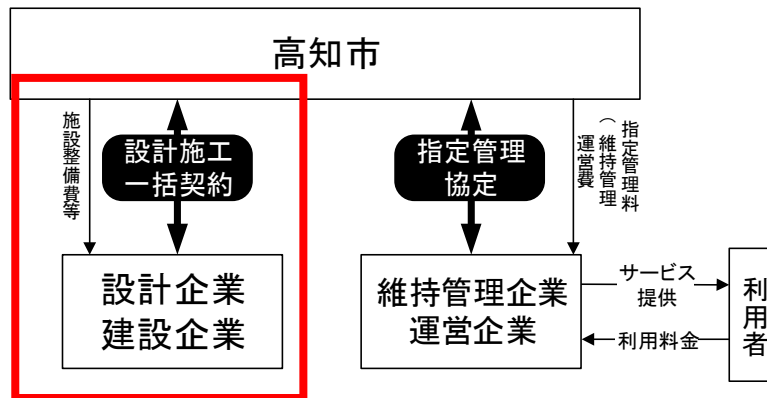


© NTT 空間情報株式会社



© NTT 空間情報株式会社

別紙-2 本事業のスキーム



今回の事業における募集対象

- ※設計企業とは設計業務を行う企業のことをいう。
- ※建設企業とは改修工事業務を行う企業のことをいう。